

令和3年9月17日

朝霞第四中学校保護者様

朝霞市立朝霞第四中学校長
稲 泉 功

新型コロナウイルス感染症対策に係る9月21日（火）以降の対応について

白露の候、保護者の皆様におかれましては、分散登校へのご対応、タブレットを活用したオンライン授業等へのご協力に感謝を申し上げます。

さて、昨日配布の教育委員会からの通知を踏まえ、本校といたしましても、9月21日（火）以降は下記のとおり教育活動を進め、感染対策とともに学びを継続してまいります。保護者の皆様には引き続き、御理解、ご協力のほど、宜しくお願いいたします。

記

1 9月21日（火）以降について

- (1) 通常登校による通常授業の実施
- (2) 感染不安による登校の自粛、感染や濃厚接触等により、自宅待機となった場合等のオンライン授業の実施

2 通常授業について

通常授業を再開するにあたり、以下に示す感染対策等を講じながら、教育活動を進めてまいります。

(1) 感染対策について

- 通常はマスク着用となります。ただし、授業や部活動等、運動の場面においてはその限りではありません。なお、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、着用するものとします。
- 健康観察を実施し、生徒の体調の把握に努めます。
- 手洗いを徹底させます。なお、本校におきましては、固形石鹸の他に、ハンドソープも設置しております。
- アルコール消毒液を各教室等に設置しています。
- 換気は、気候上可能な限り常時行います。可能であれば、2方向の窓を同時に開けて行います。また、エアコン使用時においても適宜換気を行います。

(2) 学習について

- 学習指導につきましては、感染防止対策を徹底しながら継続します。
- 分散登校期間中の学習内容が、確実に定着をしているか確認し、指導を実施します。

○感染不安等により、登校を自粛している生徒がいる場合、生徒自身が感染や濃厚接触により、自宅待機となった場合、学級・学年閉鎖や臨時休校の措置が取られた場合等につきましては、オンライン学習を実施いたします。なお、生徒の健康や教職員の過度な負担とならないよう配慮の上、校長が必要と認める範囲での実施となります。

○行事等につきましては、すでに中止や時期の変更をしたものもありますが、実施時期や実施場所、実施方法等を再度検討しております。詳細が決まりましたら、改めてご連絡いたします。

(3) 体調不良時の対応について

○風邪症状のある体調不良者は発熱の有無に関係なく、保健室で休養をとらずに、ご家庭に連絡の上、下校の措置をとることとしています。その際、ご自宅や保護者の携帯電話につながらない場合は、職場等に連絡をすることもありますので、ご了承ください。また、保護者ご不在の場合に備え、お子様にはご自宅のカギを持たせてくださいますようお願いいたします。

3 緊急事態宣言下における部活動について

(1) 活動日数 平日のうち最大2日となります(土・日・祝の活動はできません)。

(2) 活動時間 90分以内の活動となります。

(3) 取り決め ○合同練習や練習試合は禁止です。

○泊を伴う活動は禁止です。

○各種大会やコンクール等に出場する場合は、校長が承認した場合に限り、大会当日の14日前から「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく日数の活動ができます。ただし、平日1日、土日どちらか1日の休みを設けます。

○今後の感染状況により、朝霞市教育委員会から新たな指示があった場合には、それに基づき、活動を行います。